

令和5年度 手話に関する施策の実施状況

1 はじめに

「神戸市みんなの手話言語条例（平成27年4月1日施行）」第9条にもとづき、令和5年度の本市における手話に関する施策の実施状況について報告する。

（参考）[神戸市みんなの手話言語条例](#)

2 手話への理解の促進及び手話の普及のための施策

●「手話を学べる動画」の制作と市ホームページへの配信（平成27年11月～）

手話への理解の促進、手話の普及を図るために兵庫県聴覚障害者情報センターと協力して制作した「手話を学べる動画」を本市ホームページ上で配信。

地域生活編	3話
観光編	9話
日常生活編	3話
防災編	6話
手話単語	17話
挨拶の手話	
指文字	

計40話



●手話啓発講座の開催

市民グループが自主的に開催する講座に講師を派遣。子どもを含む市民を対象とした聴覚障害の理解のための啓発講座を実施。（13団体 494名受講）

●手話講習会の開催

聴覚障害への理解を深め、手話によるあいさつや簡単な会話を学ぶ手話講習会を実施。
（こうべ市民福祉振興協会）

- ・短期手話講習会（全4回） 20名受講
- ・こども手話講座（全10回） 19名受講
- ・夏休みこども手話教室（全1回×2教室） 42名受講

●市職員への研修の実施

- ・新規採用職員研修…「聴覚障害者とのコミュニケーション」をテーマに、聞こえないことを理解し配慮の方法等を学ぶ研修を実施。（192名受講）
- ・階層別研修（4級職員、係長昇任時、課長昇任時）…聴覚障害者への配慮や手話を含む障害者福祉に関する研修を実施。（358名受講）

（職員研修所）

3 手話による情報保障およびコミュニケーションの支援

●手話通訳者等個人派遣

[目的] 公的機関・医療機関等での社会生活上必要不可欠な用務への支援や、社会参加のための資格取得や技能を向上させるための講習受講に公費による個人派遣を実施。
(令和元年度から対象者の年齢要件を撤廃)

[受付] 平日 9 時～19 時 50 分、休日 9 時～16 時 50 分(令和 2 年 8 月以降、受付時間拡充)

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳派遣件数	4, 037	3, 693	4, 236	4, 429	4, 616
手話通訳登録数	128	133	130	130	138
要約筆記者派遣件数	230	136	178	250	267
要約筆記者登録数	48	50	49	42	45

(手話通訳者利用者 延べ 1, 777 名 要約筆記者利用者 延べ 110 名)

[報酬] 手話通訳者等の報酬単価を増額し、支援者の安定的な確保に取り組んでいる。

平成 30 年度まで	令和元年度から
5, 000 円/ 3 時間	3, 000 円/ 1 時間

[遠隔手話通訳サービスの導入] (令和 3 年 6 月～)

新型コロナウイルス感染防止のため、聴覚障害者が保健所等への相談や病院への受診の際、タブレットやスマートフォンの越しの手話通訳者を介し、直接対面する方との意思疎通を図る「遠隔手話通訳サービス」を導入。(兵庫県は令和 2 年度から実施)

新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行した令和 5 年 5 月以降は、厚生労働省が定める感染症法における感染症に対しても拡充。

●手話通訳者区役所窓口への配置 (計 12 名)

各区役所・支所に手話通訳者を配置し、手話を必要とする来庁者の手話通訳を行う。
(延べ 5, 284 件・延べ来庁者数 4, 071 人)

●手話通訳者の本庁舎への配置 (2 名)

本庁に来庁する聴覚障害者のための手話通訳や、定例市長会見や聴覚障害を有する職員の所属における会議等へ手話通訳者を派遣。(延べ 169 件)

●市長定例会見などの動画配信における手話通訳の導入

市長定例会見や臨時会見等の動画配信に手話通訳を導入。手話通訳画面が追加された会見動画は生配信をし、神戸市ホームページにて公開(YouTube)。

●市会本会議等中継における手話通訳の導入

市会本会議傍聴者への手話通訳や、インターネット配信を行っている市会本会議等の中継(生・録画)において手話通訳を導入。傍聴席の一面にヒアリンググループを設置。

4 手話通訳者等の確保及び養成のための施策

●手話入門講座、手話基礎講座の開催

[対象]手話でコミュニケーションを図りたい方、手話技術を習得したい方、手話通訳者を目指す方

- ・入門講座 181名修了（全区合計）
- ・基礎講座 129名修了（垂水区・西区・市民福祉大学・神戸ろうあ協会でのみ開催）

●手話通訳者養成講座の開催

[対象]上記の手話入門講座・基礎講座を修了した方で、手話通訳者を目指す方等（手話通訳者養成の促進と確保を図るため、令和2年度から受講料を無料化。）

- ・養成講座Ⅰ（昼・夜クラス 各全30回） 12名受講 12名修了
- ・養成講座Ⅱ（昼・夜クラス 各全26回） 17名受講 16名修了
- ・養成講座Ⅲ（昼クラス 全11回） 7名受講 7名修了

●手話フォローアップ講座の実施

- ・入門フォローアップ講座（全10回×2教室） 39名受講
（こうべ市民福祉振興協会）
- ・基礎フォローアップ講座（午前・午後 各全10回） 38名受講
（こうべ市民福祉振興協会・神戸ろうあ協会）

●要約筆記者養成講座の開催

音声による話の内容をその場で要約しながら、文字にして伝える筆記通訳を行う要約筆記者養成のための講座を実施。（手書きコース・パソコンコースを隔年開催）

- ・要約筆記者養成講座（令和5年度は手書きコース） 17名受講 13名修了

5 学校における理解の促進

●普及・啓発リーフレットの作成

リーフレット「神戸市みんなの手話言語条例 知ってますか?!」を作成し、周知を図っている。



●難聴児学級における取り組み

成人ろう者を講師に迎え、手話と指文字だけでコミュニケーションを行う手話学習を実施。

●手話に関する教職員研修

校内研修の一環として、難聴児との関わりの中で使える手話を学ぶため、「特定非営利活動法人神戸ろうあ協会」から講師を招き、教職員を対象とした「手話研修」を全7回（1回あたり約1時間）実施。講師の成人ろう者から、ろうの世界の現状や課題を聞くこ

とで、難聴者やろう者の苦勞を知り、難聴理解に繋げる。

6 手話言語の国際デーへの取り組み

●ブルーライトアップ

平成 29 年 12 月 19 日の国連総会で、毎年 9 月 23 日（世界ろう連盟（WFD）が設立された日（1951 年））を手話言語の国際デーと決議。

令和 4 年度、世界ろう連盟（WFD）が、世界各地の全ての公共の場所やランドマーク、公式の建物等のブルーライトアップを呼びかけた。これに応じて、全日本ろうあ連盟が全国に呼びかけ、以降、毎年 9 月 23 日には各地で国際デーを記念する啓発イベントやブルーライトアップが行われている。

神戸市では 4 年度は市役所 1 号館、錨山電飾、5 年度にフラワーロード光のミュージアム、しあわせの村を新たに追加し、4 箇所ではブルーライトアップを実施。（日没～23:00）



7 神戸市みんなの手話言語懇談会の設置

●懇談会の趣旨

条例第 6 条第 3 項に基づき、市の手話にかかる施策の推進方針の策定のため、ろう者や手話通訳者、その他関係者の意見を聴く場として設置。

●懇談会委員

神戸市障害者施策推進協議会

関西学院大学教授

松岡 克尚

神戸市身体障害者団体連合会理事長

高野 清

ろう者代表

（公社）兵庫県聴覚障害者協会事務局次長

嘉田 眞典

（特非）神戸ろうあ協会会長

小川 知子

（特非）神戸ろうあ協会副会長

井上 健司

（特非）神戸ろうあ協会事務局長

荒井 美穂子

支援者代表

神戸市手話サークル連絡会

安田 幸子

（一社）日本通訳士協会兵庫県支部

正岡 由美

関係者代表

兵庫県立神戸聴覚特別支援学校校長

宮本 稚子

神戸市社会福祉協議会事務局長

星島 淳一

(敬称略、順不同、開催当時)

●懇談会開催状況

第1回 令和5年11月6日

議題・令和5年9月市会（福祉環境委員会）における報告について

・各委員の所属団体の取り組み状況について

第2回 令和6年3月25日

議題・神戸市手話に関する施策の推進方針の改定について

・第1次方針に基づく施策の進捗状況および関係団体等からのご意見

・神戸市手話に関する施策の推進方針（第2次）素案

(参考) [神戸市手話に関する施策の推進方針（第2次）](#) <令和6年度～>

8 神戸市みんなの手話言語条例

手話は、ろう者がコミュニケーションを図り、社会活動に参加し、人間関係を育み、成長していくために使われてきました。手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語として、ろう者にとって豊かな社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものです。

しかし、手話は言語として認知されず、かつて多くのろう学校で手話が禁止されていました。そのため、様々な場面でろう者は多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

手話の使用が制限される状況において、なお、手話が発展してきたのは、手話がろう者の「アイデンティティー」であり、「いのち」であったからです。

こうした中、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話は言語として位置付けられました。今後は、手話を必要とする全ての人が、いつでもどこでも容易に情報を得ることができ、コミュニケーションを十分に図ることができる社会を構築していかなければなりません。

神戸市は、昭和52年に全国に先駆けて、神戸市民の福祉をまもる条例を制定し、市民及び事業者と共に誇り高い福祉都市の実現に向け取り組んできました。

世界で手話が言語であると位置付けられた今、神戸市は、市民みんなの手話への理解の促進に努め、手話を日常的に使用できる環境を整えることにより、ろう者もろう者以外の者も互いに心と心が触れ合い、通じ合うまちを目指して、この条例を定めます。

（目的）

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本的事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってろう者及びろう者以外の者が共生する地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮を行い、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を定めるものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及のための施策
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大のための施策
- (3) コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備のための施策
- (4) 手話通訳者の確保及び養成のための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 施策の推進方針は、障害者のための施策に関する市の基本的な計画と調和が保たれたものでなければならない。

3 市長は、施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

(学校における理解の促進)

第7条 市は、学校教育の場において、基本理念にのっとり、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(議会への報告)

第9条 市長は、毎年度、本市の手話に関する施策の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。